平成２５年（フ）第４１６号
静岡県島田市東光寺491番地
債務者　伊藤　久枝
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２５号
宮城県登米市中田町石森字駒牽350番地
破産者　阿部　勝彦
1　決定年月日　平成25年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２５年（フ）第８号
宮城県登米市迫町北方字舟橋190番地１
破産者　高橋　孝典
1　決定年月日　平成25年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２５年（フ）第７９号
埼玉県比企郡小川町東小川２丁目11番地８
破産者　境原　幸児
1　決定年月日　平成25年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第５２０号
北海道旭川市春光台１条３丁目２番12号
破産者　庫山　麗子
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９号
北海道旭川市豊岡14条３丁目２番14号
破産者　大山　康尊
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２７号
宮城県気仙沼市関根58番地
破産者　吉田　勝朗
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２４年（フ）第３５０号
茨城県ひたちなか市部田野735番地２　県営西十三奉行アパート11―103
破産者　中川　梨絵
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１６６号
茨城県東茨城郡城里町大字小坂148番地の１
破産者　西谷　東亜
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２４５号
茨城県土浦市神立中央３丁目６番13号、前住所茨城県かすみがうら市牛渡3139番地４
破産者　滝川　裕一
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２６２号
群馬県富岡市中高瀬101番地
破産者　松本　幸一
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１８号
群馬県甘楽郡甘楽町大字福島110番地２
破産者　山崎　元雄
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第２１８号
新潟市東区空港西２丁目18番22号　ラーディックスⅠ101号、前住所新潟市東区船江町１丁目10番２号
破産者　杉本　春美
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５号
富山県下新川郡朝日町荒川457番地
破産者　込尾　厚子
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２５年（フ）第１４号
富山県魚津市経田西町1448番地１　マリンジュールＢ―102、旧住所富山県魚津市金浦町４番５号
破産者　橋本　弥生（旧姓水野）
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２５年（フ）第１６号
富山県下新川郡朝日町荒川457番地
破産者　込尾ふさ尾
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２５年（フ）第１３号
静岡県周智郡森町森1454番地の３　ソレイユルヴァンＡ102
破産者　森田　雅美
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第１３５２号
名古屋市港区知多２丁目1604番地　フレマリールウィステリアＡ棟102号
破産者　武藤　達哉
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３５３号
名古屋市港区知多２丁目1604番地　フレマリールウィステリアＡ棟102号
破産者　武藤　味鈴
1　決定年月日　平成25年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部